平成２３年（フ）第７２７１号
大阪市旭区新森３丁目５－１、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦屋町１丁目３番10号
破産者　株式会社ダイム
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７２号
大阪市旭区新森３丁目５番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪府茨木市沢良宜浜３丁目３番５―407号
破産者　株式会社サインマーケット
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９８７号
大阪市北区梅田２丁目５番４号
破産者　株式会社キャリアクエスト
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６７号
大阪市旭区生江３丁目25番24号
破産者　創立産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２号
奈良県橿原市上飛騨町188番地
破産者　日之出産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１２号
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬917番地
破産者　株式会社竹村建設
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第４８４号
北海道士別市東４条９丁目14番地
破産者　谷建設有限会社
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３４８号
東京都府中市府中町１丁目５番地の４府中スカイビル401
破産者　有限会社Ｑｕｅｅｎ
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４９４号
東京都八王子市新町２番16号
破産者　株式会社日本データセキュリティーズ
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４９５号
東京都八王子市新町２番16―302号
破産者　海野美恵子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７０号
東京都羽村市栄町１丁目７番地６
破産者　有限会社晃和
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７１号
東京都多摩市聖ケ丘３丁目68番地の７
破産者　村田　大輔
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４３号
東京都武蔵野市西久保３―24―27―503、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目22番12号
破産者　有限会社ジパング
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４４号
東京都武蔵野市西久保３丁目24番27―503号ベルデュール
破産者　堀　　眞
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４５号
東京都武蔵野市西久保３丁目24番27―503号ベルデュール
破産者　堀　　幸子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目24番１号
破産者　株式会社窪田興業
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８９号
新潟県村上市田端町11番８号
破産者　村上タクシー株式会社
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４１号
長野県駒ヶ根市赤穂13188番地９、開始時の住所長野県駒ヶ根市中沢5037番地１
破産者　亡堀内利男相続財産
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第３６０号
愛知県豊橋市曙町字測点56番地の２
破産者　有限会社タクミ重機
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３０号
山口県下関市椋野上町４番34号
破産者　現代工業有限会社
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
山口県下関市藤附町１番４号、前住所山口県下関市綾羅木新町４丁目１番７号　レオパレス丸の内208号、前々住所山口県下関市向洋町２丁目５番５号
破産者　中原　俊介
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係